

プロジェクト 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い

項目 第 2 号電子決済手段の発行及び保有の会計処理

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）により改正された資金決済に関する法律（以下「改正資金決済法」という。）に規定される電子決済手段のうち、改正資金決済法第 2 条第 5 項第 2 号に規定されている第 2 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理に関する事務局の分析についてご意見を伺うことを目的としている。
2. 本資料の検討においては、2022 年 12 月 26 日に公表された「令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」（以下「内閣府令案等」という。）の内容を前提としている。

## II. 第 2 号電子決済手段の特徴

### （第 2 号電子決済手段の定義）

3. 改正資金決済法第 2 条第 5 項第 2 号において、第 2 号電子決済手段は、次のとおり定義されている。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一. 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 二. 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三. 特定信託受益権

四. (略)

### (第2号電子決済手段の特徴)

4. 第2号電子決済手段は、次の特徴を有している。

- (1) 「通貨建資産」である。すなわち、第2号電子決済手段は、法定通貨と連動した価格で発行され、その保有者に対して券面額と同額での払戻しが約されている。

改正資金決済法第2条第5項第1号において規定されているとおり（前項の下線部分）、第2号電子決済手段も第1号電子決済手段と同様に「通貨建資産」に該当する。そのため、券面額と同額での払戻しが約されている。

これは、発行者の破綻時等に利用者資産が適切に保護され、実務において利用者が円滑に払戻しを受けられることが重要となるため、発行者である銀行においては銀行法における自己資本の充実などにより、また、資金移動業者については資金決済法における履行保証金の供託により、電子決済手段の払戻時の資金が確保される仕組みが設けられているものと考えられる。

- (2) 「不特定の者を相手方として第1号電子決済手段と相互に交換を行うことができる財産的価値」である。

第2号電子決済手段が第1号電子決済手段と相互に交換できる点に関して、次の2つの特徴がある。

- ① 第2号電子決済手段は、財又はサービスとの交換のための送金・決済手段の機能を直接有しないが、当該機能を持つ第1号電子決済手段を媒介として第1号電子決済手段と同等の経済的機能を有することになると考えられる。
- ② 第1号電子決済手段と第2号電子決済手段の交換及び管理等の機能を担う仲介者を通じた交換市場が存在することになる可能性がある。

5. 前項の(2)①に関して、金融庁担当者から以下の説明を受けている。

- (1) 不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができない財産的価値（第1号と同様、電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、前払式支払手段並びに預貯金契約…に基づく債権及び為替取引に関する債務に係る債権を除く）であっても、不特定の者を相手方として第1号電子決済手段と相互に交換できるものについては、第1号電子決済手段を媒介として、第1号電子決済手段と同等の経済的機能を果たすことが可能と考えられるため、当該財産的価値も電子決済手段として捉えるものである。

- (2) 当該トークンについて、不特定の者を相手方として第 1 号電子的決済手段と相互に交換できるような状況であれば、実質的には第 1 号電子的決済手段と同等の経済的機能を果たすことが可能と考えられることから、このようなトークンについても「電子的決済手段」として捉え、その取扱いにつき所要の規制を及ぼすため、第 2 号電子決済手段の規定が設けられている。

### **Ⅲ. 第 2 号電子決済手段の性質**

6. 本資料の第 4 項及び第 5 項に記載しているとおり、改正資金決済法において定められている第 2 号電子決済手段は、第 1 号電子決済手段に直接該当しない第 1 号電子決済手段と同等の経済的機能を果たす電子決済手段についてその発行者に利用者保護のために、銀行に対する自己資本の充実等及び資金移動業者に対する履行保証金の供託により電子決済手段の払戻時の資金を確保するなどの所要の規制が設けられているものである。

### **Ⅳ. 第 2 号電子決済手段に関する会計処理**

7. 前項に記載している第 2 号電子決済手段が規定された制度趣旨に鑑みると、第 2 号電子決済手段に関する会計処理については、第 1 号電子決済手段と同じ取扱いとすることが考えられるかどうか。

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料の第 7 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

### **Ⅴ. 実務対応報告の文案**

8. 本資料における提案を踏まえた第 2 号電子決済手段に関する会計処理及び開示の文案イメージは、審議事項(5)-4「電子決済手段の測定及び開示に関する検討」の第 26 項に含まれる。また、本資料第 7 項に記載している第 2 号電子決済手段に関する会計処理については、第 1 号電子決済手段と同じ取扱いとすることについては、結論の背景でその旨を記載することが考えられる。

以 上